



経営監督における株主の限界と可能性

韓, 晏元

(Degree)

博士 (法学)

(Date of Degree)

2004-03-31

(Date of Publication)

2015-06-30

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲2993

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/D1002993>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



【 8 】

氏 名・(本 籍)	韓 晏 元	(中国)
博士の専攻分野の名称	博士 (法学)	
学 位 記 番 号	博い第79号	
学位授与の 要 件	学位規則第4条第1項該当	
学位授与の 日 付	平成16年3月31日	

【 学位論文題目 】

経営監督における株主の限界と可能性

審 査 委 員

主 査	教 授	近藤	光男
	教 授	岸田	雅雄
	教 授	行澤	一人

論文内容の要旨

本論文は、経営監督における株主の限界と可能性について、アメリカ法、日本法、中国法について比較研究したものである。韓氏は、会社法上、経営者の経営活動を監督する機関としては、株主総会、取締役会および監査役をあげることができるにもかかわらず、現在有効な経営監督を確保するという観点では、取締役会および監査役の機能が重視され、株主総会の機能が軽視される傾向があることを指摘する。その上で、株主総会は取締役会および監査役の上位にあるのであって、その機能をけって軽視すべきものではないと主張する。このよう視点から、本論文は経営監督における株主の可能性および限界を究明するものである。第1章では、このような問題提起を行うとともに、論文の構成を説明する。

第2章は、株主の経営監督権を、それが実現される場により、株主総会を通した経営監督権と裁判所を通した経営監督権とに分けた上で、アメリカ、日本および中国の株主の経営監督権の制度を分析する。すなわち、前者として、議決権、提案権および取締役の選任・解任権を分析し、後者として、総会招集権、総会決議の瑕疵に関する訴権、差止請求権、解任請求権および損害賠償請求権を分析する。そして、以下のような結論を導いている。アメリカにおいては、裁判所を通した経営監督権の経営監督機能が強く、総会を通した経営監督権の経営監督機能が弱い。これに対して、中国においては、アメリカと正反対であって、裁判所を通した経営監督権の機能が弱い、総会を通した経営監督権の機能が強い。一方、日本においては、アメリカと中国の間に位置しており総会を通した経営監督権は中国ほど強くないが、アメリカより強く、他方、裁判所を通した経営監督権はアメリカほど強くないが、中国より強い。

第3章では、株主がどのように経営監督権を利用しているのか、その実態把握を行っている。その結果アメリカ、日本および中国の株主の行動実態を見ると、一般株主が経営監督権の行使について消極的であることを指摘する。さらに、裁判所を通した経営監督権の利用の方が積極的であること、いずれの権利も、経営監督という経営監督権の本来の目的から逸脱して、他の目的(私益)のために利用されていることをも指摘する。

第4章では、経営監督における株主の限界と可能性という本論文の中心課題を詳細に論じる。すなわち、なぜ株主が経営監督の行使に消極的であるのか、また、なぜ総会を通した経営監督権より裁判所を通した経営監督権の利用が多いのか、その理由を探る。経営監督権は株主全員に利益をもたらす公益権であるが、経営監督権の行使費用は、通常権利を行使する株主の負担となる。これにより、ベネフィットとコストの比較で行動する株主の経営監督の意欲が損なわれ、経営監督権の利用に無関心となる。この意味において、経営監督における株主の限界が感じられる。しかし、だからといって、経営監督における株主の可能性を否定すべきではなく、株主が私益を追求するときに、経営監督権が利用されている以上、そのような利用により、経営監督権の持つ経営監督機能が働くからであると論じる。

第5章では、経営監督権のあるべき姿を検討する。韓氏は、経営監督権が私益の追求のために利用されているとしても、そのような利用は違法でない限り許されるべきであるという立場をとる。最後に、経営監督権の経営監督機能が、私益が追求される過程で実現されるものである以上、経営監督権の活発な利用を促進するためには、私益が追求されやす

いように、言い換えれば、株主のコストを下げインセンティブを高めるように、経営監督権を見直す必要があるとの見解を示している。

審査結果の要旨

近時株式会社法においては、いかなる経営監督機能を構築すべきかということが、盛んに論じられている。その中において、本論文は、アメリカ法、日本法および中国法を比較研究した上で、株主の経営監督権のあり方を論じるものであり、この分野において3カ国の法制度をこれほどまでに詳細に論じたものは、今まで存在しておらず、本論文は、株主の権利に関するきわめて意義のある研究といえよう。本論文の特徴は、第1に、アメリカ、日本、中国の制度を整合的に比較検討していることである。すなわち、常に3カ国法の差異はどこにあるのかという観点から、緻密な分析を行っていることである。

本論文の第2の特徴として、会社法の歴史の浅い中国法を除き、アメリカ法及び日本法の制度については、現在のものを固定的に理解するというのではなく、時代の変化あるいは法改正によって、株主に具体的にどのような経営監督権が付与されてきたのか、経営監督権がどのように変化してきたのかという視点での検討も行っていることである。そして、そのような経営監督権の変遷から株主による経営監督の可能性を考察するという手法が採用されていることである。

本論文の第3の特徴は、制度だけでなく、株主権行使の実態をアメリカ、日本、及び中国の3カ国を比較して分析していることである。そのような実態分析から、本論文は、總會を通した経営監督権にしても、裁判所を通した経営監督権にしても、ほとんど法が予定している経営監督という本来のべき姿から逸脱して、他の目的で利用されていることが判明したとしている。すなわち、株主全体の利益のための経営監督権が、實際上、経営監督権を行使する株主個人の私益が追求される過程で利用されていると指摘する。

そして最後に、本論文の大きな成果ともいえるべき、経営監督権が行使されるとき株主のインセンティブが重要である旨の、指摘を行っている。すなわち、公益は私益が追求される過程で実現されるものであって、この意味において、株主による経営監督の可能性があると考えられるという指摘を行っている。このように本論文は、アメリカ法、日本法、中国法の、法制度、判例、権利行使の実態といった、膨大な資料の検討・分析によって構成されており、きわめて画期的で大変意義のある研究であると評価することができる。

もっとも韓氏の論文にも欠点がないわけではない。それは、株主のインセンティブという問題が重要であるとしても、さらに、株主のインセンティブを高めるようにするためには、どのような法制度が必要か、必ずしも詳しく論じられていない点である。しかし、この点について、本論文において一定の進むべき方向は示されており、今後時間をかけてさらに解明していくべき点であろう。したがって、このことが先に述べた本論文の持つ本質的な価値を損なうものではない。以上の理由から、審査委員は、本論文の著者である韓晔元氏が博士（法学）の学位を授与されるのに十分な資格を有するものと判定する。

平成16年3月8日

審査委員	主査	教授	近藤 光男
		教授	岸田 雅雄
		教授	行澤 一人